

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 1 月 16 日

金 曜 日

号 外

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関の名称の変更 1
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 2

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 3

告 示

富山県告示第20号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

平成26年 1 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	チューリップ上経田薬局 中新川郡上市町上経田2-2-1	ひまわり薬局 中新川郡上市町上経田2-2-1	平成27年 1 月 1 日

富山県告示第21号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市宇奈月町下立 825番 3から	変更前		最大 12.5 最小 10.6	107.1	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市宇奈月町下立 825番 3まで	変更後		最大 13.6 最小 12.8	107.1	
県道 富山上市線	富山市水橋開発 227番地先 から	変更前		最大 20.2 最小 11.0	21.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋開発 225番地先 まで	変更後		最大 20.2 最小 11.0	21.5	
県道 富山外郭環状 線	富山市水橋開発 227番地先 から	変更前		最大 40.7 最小 7.0	33.2	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市水橋開発 225番地先 まで	変更後		最大 46.3 最小 7.7	33.2	

富山県告示第22号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月16日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 黒部宇奈月線	黒部市宇奈月町下立 825番3から 黒部市宇奈月町下立 825番3まで	平成27年1月16日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 富山上市線	富山市水橋開発 227番地先から 富山市水橋開発 225番地先まで	平成27年1月16日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 富山外郭環状 線	富山市水橋開発 227番地先から 富山市水橋開発 225番地先まで	平成27年1月16日	富山土木 センター 立山土木 事務所

富山県公安委員会告示第5号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成27年1月16日から施行する。

平成27年1月16日

富山県公安委員会

委員長 高 木 繁 雄

別表第1 (1)通行禁止

黒部市の項第33、34、35、40号を次のように改める。

33	市道 新光寺上野 線	黒部市三日市1882-1 関吉方先から 同 三日市2262-1 松田方先まで	700	7:30～ 8:30	自動車・ 原付（小 特を除く）	
34	市道 桜井中学校 線	黒部市三日市2336-3 太田方先から 同 山田新2062 桜井中学校横まで	140	7:30～ 8:30	自動車・ 原付（小 特を除く）	

35	市道 新堂本野線	黒部市荻生5033 米田方先から 同 山田新 333 関吉方先まで	1,020	7:30～ 8:30	自動車・ 原付（小 特を除く）	
40	農道	黒部市荻生5013-5 コーボウワノ先から 同 山田新2062 桜井中学校南西角まで	320	7:30～ 8:30	自動車・ 原付（小 特を除く）	

別表第 1 (2)踏切道の通行禁止

上滝線富山市の項第21号を次のように改める。

21		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

別表第 1 (3)一方通行

魚津市の項第 4 号を次のように改める。

4	魚津市吉島 889先吉島一丁目交差点から同 市持光寺 936-1 先持光寺交差点までに至 る県道魚津沓掛線は、同順路の進行方向の 一方通行とする。	2,430	7:30～ 8:30 (土・日・ 休日を除 く)	自動車 (路線バ ス、二輪 の自動車 をく。)	
---	--	-------	--------------------------------------	-------------------------------------	--

高岡市の項第 239号の次に次の 1 号を加える。

240	高岡市福岡町福岡新 579-1 高岡市福岡さ くら会館横ロータリー入口から同市福岡町 福岡新 579-1 高岡市福岡さくら会館横ロ ータリー出口までに至る市道岸渡川 2 号線 は同一方向の一方通行とする。	153	終日	自動車・ 原付	
-----	--	-----	----	------------	--

別表第 4 (1)普通自転車の歩道通行可

黒部市の項第13号の次に次の 1 号を加える。

14	市道 石田礒線 県道 富山朝日自 転車道線	黒部市立野 365先 立野交差点から 同 石田4331-14 車谷向いまで	片側	1,900	終日	
----	-----------------------------------	--	----	-------	----	--

滑川市の項第 5、6 号を次のように改める。

5		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

6		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

滑川市富山市の項第 1 号を次のように改める。

1	県道 富山滑川魚 津線 県道 養輪滑川イ ンター線	滑川市大島 154先 早月大橋西詰から 富山市水橋二つ屋 117先 池田交差点まで	片側	5,100	終日	
---	--	--	----	-------	----	--

富山市の項第93号を次のように改める。

93	県道 富山八尾線	富山市田尻 119-2先 田尻交差点から 同 婦中町塚原1200先 婦中大橋西詰め交差点まで	両側	8,080	終日	
----	-------------	---	----	-------	----	--

富山市射水市高岡市の項第 1 号を富山市射水市高岡市小矢部市第 1 号とし、次のように改める。

1	一般国道 8号	富山市水橋小路10先 水橋小路交差点から 小矢部市芹川5145-1先 芹川(東)交差点まで	両側	39,860	終日	
---	------------	--	----	--------	----	--

高岡市の項第37号を次のように改める。

37		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

高岡市の項第50号の次に次の 1 号を加える。

51	県道 能町庄川線	高岡市能町2924先 能町交差点から 同 中曽根 584先 中曽根神社(南)交差点まで	片側	1,980	終日	
----	-------------	--	----	-------	----	--

高岡市小矢部市の項第 1 号を次のように改める。

1		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

小矢部市の項第18号の次に次の 1 号を加える。

19	県道 小矢部福光 線	小矢部市芹川5145-1先 芹川(東)交差点から 同 西福町4-1先 石動大橋西詰交差点まで	片側	1,500	終日	
----	------------------	---	----	-------	----	--

別表第 5 最高速度

立山町の項第16号を次のように改める。

16	県道 寺坪上市線	中新川郡立山町福田 458 小池方先から 同 立山町上末 162 米谷方西方50m先交差点ま で	2,500	終日	40	
----	-------------	--	-------	----	----	--

滑川市の項第 7、56号を次のように改める。

7		削 除				
56	市道三ヶ栗 山線 市道大島四 ツ屋線	滑川市追分 483-7 村中方先から 同 追分3276 松木方先まで	1,896	終日	30	

富山市の項第 347、497号を次のように改める。

347		削 除				
497	市道	富山市町村二丁目65 高川方先から 同 天正寺20-1 安井方先まで	630	終日	40	

富山市の項第 858号の次に次の 2号を加える。

859	市道 長附高内住 宅街区1号 線	富山市長附 106-1 柴方先から 同 高内 302 竹部方南方交差点まで	430	終日	40	
860	市道	富山市婦中町地角 5-3 駐車場先から 同 婦中町横野 372 (有)オオハタコーポレーシ ョン先まで	700	終日	30	

高岡市の項第 1、19、366号を次のように改める。

1	高岡市内の 高速自動車 国道、県 道、市道そ 他の道路	高岡市内全域（これと異なる 指定区域並びに高速自動車国 道北陸自動車道のうち、本線車 線、加速車線および減速車線 を除く）	981,826	終日	40	
19	県道 高岡環状線	高岡市上北島 289-1 先 上北島（南）交差点から 同 上北島 123-1 ベストワークホンゴー先ま で	500	終日	30	
366	県道 高岡庄川線 市道 駅南 1 丁目 二塚線	高岡市駅南 3 丁目 1-1 先 駅南 3 丁目交差点から 同 戸出春日 366-2 先 戸出春日北部交差点まで	5,100	終日	50	

高岡市の項第 450 号の次に次の 1 号を加える。

451	県道 高岡環状線	高岡市石塚 194 福田自動車整備工場先から 同 上北島 289-1 先 上北島（南）交差点まで	500	終日	40	
-----	-------------	---	-----	----	----	--

別表第 6 (1) 車両の横断禁止

魚津市滑川市の項第 1 号を次のように改める。

1		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

別表第 8 (1) 車両の駐車の禁止

富山市の項第 326 号を次のように改める。

326		削 除				
-----	--	-----	--	--	--	--

高岡市の項第 280 号の次に次の 1 号を加える。

281	市道 岸渡川 2 号 線	高岡市福岡町福岡新 579-1 先 高岡市さくら会館横ロータ リー入口から 同 福岡町福岡新 579-1 先 高岡市さくら会館横ロータ リー出口まで	153	終日	バス・タ クシーを 除く	
-----	--------------------	---	-----	----	--------------------	--

